

## 平成25年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成25年8月2日(金) 午前10時00分～11時45分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 聰子 (司法書士) 委員 坂本 昇 (税理士)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査指導室長 渡邊 契約係長
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告 (平成25年4月から6月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議 (村田委員抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> </ul> <p>第1四半期の入札件数は109件(内訳:工事79件、委託30件)、契約金額16億8,251万5,800円(内訳:工事15億6,325万6,800円、1億1,925万9,000円)、委託落札率84.65%(内訳:工事85.67%、委託68.57%)、平均入札参加者数、11.3社となっております。昨年同期では、入札件数105件、契約金額17億4,844万7,850円であったことから、若干契約額が下回っていますが、今年度は第1四半期に設計業務等の委託発注案件が多か</p>

委 員	事 務 局
	<p>ったことから見受けられます。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について この3ヶ月間の指名停止措置としては、資料記載のとおり、他所での事由によるもの2件と当市工事に係るもの1件、合計3件の指名停止措置を行っております。</p>
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
<p>・今回の入札結果の状況の中で、総発注件数109件の内、入札参加者が5社以下であった案件が15件、落札率が90%以上のものが2件、入札参加5社以下かつ落札率90%以上のものが2件、希望価格方式によるものが3件あった。それぞれの入札結果と具体的内容について、どう捉えられているのか事務局から説明をお願いする。</p>	<p>・まず、入札参加者が5社以下と少なく、落札率が90%以上となった案件は2件ございました。</p> <p>公告番号99につきましては、現在の議会棟の音響ならびに映像装置の老朽化により改修工事を行うもので、将来の機器等の保守も考慮しますと、電機メーカーの参入なども予定する中で発注しております。しかしながら、特に電気通信工事となりますと、市内、準市内などでは競争性を担保するまでの参加者数が見込めないため、その地域要件を全国まで広げ競争性の向上を図りましたが、その内容、規模などから結果としては1社のみの参加となったものでございます。</p> <p>公告番号40につきましては、市道の災害復旧工事でございますが、従来からの発注基準により、参加条件を飯南・飯高地域の業者に限定し発注を行っております。しかしながら、工事現場が奈良県との県境近くでもあり、飯南・飯高地域の業者といえども20キロメートルほど距離がある地域もあり、やはり作業員や資材の輸送、運搬における条件などから、4社の参加となったものと考えております。</p> <p>次に、入札参加者が5社以下と少なかった案件は15件ございました。</p> <p>公告番号10につきましては、従来から建築一式工事で設計金額1億5千万円を超える場合は、より多くの入札参加を求めるため、</p>

委 員	事 務 局
	<p>J Vでの参加を可能としているところです。しかしながら、今回の発注工事の内容においては、J V参加はなく、結果として単独参加の3社のみとなったものでございます。</p> <p>公告番号12については、小学校校舎増築に伴う電気工事ではありますが、専門性も高いため5社の参加に留まったものと考えております。</p> <p>公告番号48については、市営住宅の主にベランダ防水工事で、建築一式工事として発注しております。工事に当たっては住人との調整が必要となり、現場施工条件が難しいこともあり、4社の参加になったものと考えています。</p> <p>公告番号63については、簡易水道関連システムの設計業務委託ですが、システムの内容が遠方監視という特殊なことから、専門的なコンサルタント業務となり、また、業務規模が設計額129万円程度と小さく、対象施設も市域から言いますと奈良県よりの飯高町波瀬であったことなどから2社の参加になったものと考えております。</p> <p>公告番号4から8までと35、36については、従来から造園工事として専門性も高く、市内においては限られた業者となることから5社程度の参加となっております。</p> <p>公告番号98については、県営野球場の不陸修正工事であり、地域条件を全国にまで広げておりますが、結果として2社の参加となっております。また、この案件は不陸修正という履行品質の判断が明らかなものであることから、設計金額から一定率を事前に差し引き、最低制限価格も設定しない希望価格方式にて発注しており、落札率も66.75%という結果を得ております。</p> <p>公告番号97については、河川改良工事に附帯するゲートの新設工事として鋼構造工事として発注しておりますが、専門性が高く全国発注にもかかわらず、3社の参加となっております。</p>

委 員	事 務 局
	<p>ります。</p> <p>公告番号 102 については、配水場内の既設配水系統に浄水器を設置するためのバイパス管取り付け工事で、専門性も高いため県内まで広げて発注を行いました。結果として 1 社の参加となりました。</p> <p>公告番号 26 については、小学校の給排水設備工事で管工事として発注しておりますが、工事規模が 103 万と小規模なこともあり 4 社の参加となっております。</p> <p>次に、落札率が 90%以上となった案件 2 件ございました。</p> <p>公告番号 110 については、下水道関係の地質調査業務委託ですが、参加業者 9 社のうち 8 社が最低制限価格を下回ったことにより、最低制限価格内に収まっている残る 1 社に決定となったものでございます。</p> <p>公告番号 37 については、下水道事業に伴う配水管布設替工事ですが、先程と同じく参加業者 11 社のうち、10 社が最低制限価格を下回り残る 1 社に決定したものでございます。</p> <p>最後に、対象期間内で行った希望価格型案件として 3 件ございました。</p> <p>公告番号 98、52、71 については、履行判断が簡潔であることや、専門性が高く競争性が乏しいと思われる工事や業務の内容から、いずれも設計金額から一定率を差し引き、最低制限価格を設定しない希望価格方式により発注を行ったところ、参加業者による競争性が確保され、それぞれ落札率 66.75%、59.77%、88.79%の結果を得たものでございます。</p>
<p>・入札参加者 5 社以下で落札率が 90%以上の案件で、公告番号 99 については、唯一の入札参加となった 1 社は議場設備のメーカーなど、既存設備と関係のある業者か。</p>	<p>・既存設備は合併前の飯高町で平成 13 年度に設置、使用していた設備を移設したもので、今回の参加業者とメーカーは異なり、関連性は無いと考えています。</p>

委 員	事 務 局
<p>・1社しか参加がなかった理由をどのように分析しているか。</p>	<p>・最低でも大手メーカー2社に関連するいくつかの業者参加は見込んでおりましたが、今回の工事は議場の床を撤去、復旧が必要となるなど、機器の購入だけでなく現場での工事の割合が6割程度を占めており、単に電気設備の購入でないことから参加を見送られたものと判断しています。</p>
<p>・今回の参加条件から、市内、準市内業者で参加が可能な業者は何社あるか。</p>	<p>・設計金額が約7,000万円の工事発注をするにあたり、履行担保と競争性を求める中で、資格総合点数1,000点以上と条件付けし、全国まで広げて発注しております。この条件で市内、準市内の参加可能業者は2~3社となるため、市内業者500点以上、市外業者1,000点以上のJVでの参加も可能としたところですが、結果としてはこの工事内容、規模ではJV参加までには至りませんでした。競争性については確保されたと考えています。</p>
<p>・同じく、公告番号40については、地域指定案件で発注されているが、飯南、飯高地域指定であれば通常もう少し参加が見込めるのでは。</p>	<p>・飯南、飯高地域内であっても参加されていない業者もあります。やはり、県境近くの現場であることから、飯南からで40キロメートル、飯高からでも30キロメートル離れている業者もあり、作業員の移動や資材搬入も奈良県からすることもするなど、非常に業務効率が悪くなることから参加されなかったと考えています。</p>
<p>・入札参加5社以下の案件で、公告番号10の小学校校舎増築工事については、規模も大きく、より多くの入札参加を誘導するために分離発注などは検討しなかったか。</p>	<p>・校舎増築工事の内容から、施工の一体性が必要となり、当該工事を分離することはできません。しかしながら、当該増築に伴う電気設備、機械設備などの工事については今回も分離し発注しております。</p>
<p>・公告番号102については、配水管のバイパス整備と内容が特殊で難しい工事かもしれないが、もう少し参加条件を工夫することで入札参加を得られたということはないか。</p>	<p>・今回の工事は通常の配管工事だけでなく、電動弁設備等を合わせて施工する専門性を求める工事だったことから、過去の施工実績等も求めております。特殊な工事であるから</p>

委 員	事 務 局
	こそ適正な履行を担保するため必要な条件と考えております。
<p>・落札率 90%以上の案件で、公告番号 37、110 については、結果として最低価格業者との差額が大きくなっており、従来からの懸案としている事象で不合理性を感じるが、どのように考えているか。</p>	<p>・入札参加する業者のうち、大半の業者が最低制限価格に近い価格をもって入札参加いただいておりますが、中には高値で入札をされる業者があり、時には1入札で複数社見受けられることもあります。これについては、予定価格と最低制限価格の間で最も安価な業者を契約相手とする、現行の入札制度からやむを得ないものですが、従来から課題としていたるところでもあり、引き続き具体的な制度改正に向け、検討をしております。</p>
<p>・希望価格型の案件で、公告番号 71 について、参加者も 15 社と多く、競争性が発揮されていると見受けるが、実績のあるものが有利となり、毎年同じ業者が落札していることはないか。</p>	<p>・毎年同じ業者が落札している状況ではありません。</p>
<p>・希望価格型はなぜ落札率が低くなるのか。</p>	<p>・最低制限価格を設定していないことから、業者努力による競争性が図られた結果となります。しかしながら、この希望価格方式の採用は、施工担保を目的とする最低制限価格の設定が必要ない場合としており、過去の施工実績なども求める中、品質の確保ができる場合に限り採用しております。</p>
<p>・今回始めてこの会議に出席し、落札率 90%以上の案件など見て少し驚く部分もある。設計価格は事前公表されているが、予定価格は公表されないのか。</p>	<p>・予定価格については、設計価格の 99.99%から 98.00%の間において、開札時に抽選で決定しております。最低制限価格は予定価格の 85%、委託は 67%としております。結果として最低制限価格を下回った業者は落札外となります。</p>
<p>・落札率が高くなる案件の一部不合理性については、以前から委員会から意見しているところ。十分検討されたい。</p>	<p>・くじで決定する現在の方式は、業者、職員共に予定価格を事前把握できないことから、談合、情報漏洩など、あらゆる不法行為の防</p>

委 員	事 務 局
	止には寄与しているところです。一部の不合理性については、引き続き具体的検討を進めます。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>プロポーザル方式を有効に活用され、随意契約としての要件は充たしている。履行確保に向けた業務状況の把握に十分努められたい。</p>	<p>・資料のとおり、今回は対象として7件の随意契約案件があります。</p> <p>①外国語指導助手派遣事業</p> <p>・毎年プロポーザル方式により候補者を選考している案件で、今回は5社の参加がありました。教育現場における指導といった内容から金額条件だけで決定することは適当でなく、業務内容についても学識経験者、教職員、教育委員会等の代表者において審査委員会を構成し審査を進めました。契約の相手方の内容評定点においては全体の内1位で、特に派遣業務におけるこれまでの実績、外国語指導助手の採用と人材確保、学校との連携、コーディネーターなどのバックアップ体制等が評価されました。価格評定点では、他社と比較し十分な企業努力が発揮され2位となり、いずれの評点でも高位の相手方との契約に至ったことは、プロポーザル方式採用の効果と考えています。</p>
	<p>②松阪競輪包括業務委託事業</p> <p>・松阪競輪にかかる包括業務委託の事業候補者を募集し、1社の応募がありました。新聞報道にもありましたように、公開プレゼンテーションの方法により業者提案の場を設定しており、その中では市民意見の聴取などもされ、審査委員会での審査の結果、委託事業者として適切であると判定されました。なお、5月議会において、関係予算が議決されています。競輪の包括業務委託においては、公営競技に熟知した経験が必要であり、他場での業務委託の実績を生かし、民間事業者の</p>

委 員	事 務 局
<p>・資料上に、事業者として「競輪事業の継続に強い意欲がある」と記載があるが、どのような部分でそのように捉えられたか。</p> <p>・今まで赤字でありながら、今後黒字に転換できる見通しをこの事業者が立てていると言うことは、何らかの運営手法があるということ。松阪市としてもそれらの運営ノウハウを積極的に研究、学習する必要があり、今後の運営をしっかりと注視していく必要がある。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。また、新聞報道もされ、市民の関心も高く、今後の運営内容を注視する必要がある。また、松阪市においても運営ノウハウを学習されたい。</p>	<p>創意工夫を生かした提案がされており、競輪事業の継続に強い意欲があることから、事業者として適切であると総合的に判断されております。</p> <p>・公開で実施した事業者プレゼンテーションにおいて、競輪事業の写真判定業務などを主とする事業者であることから、競輪は運命共同体である、といった表現をされております。松阪競輪に限らず、全国競輪事業の存続には企業自体の存続可否が懸かっている、との強い思いで立候補されています。</p>
	<p>③森林施業集約事業業務委託</p> <p>・木材価格の下落などにより、林業の経営が厳しくなっている中、従来から生業としてきた林業家はもとより、次世代を担う若年層にも森林の財産的価値を認められず、間伐等の施業や隣地境界すら明確化されていない荒廃森林が増加しています。この事業は、それら森林境界の明確化、測量等を行い、間伐等の森林整備を推進していく体制を整え、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため行うものです。業者選定に当たって、急傾斜地で隣</p>

委 員	事 務 局
<p>・森林組合については、契約相手である森林組合以外の組合組織はないのか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>地との境界を明確化し、測量等の作業を行うために、専門的な知識、技術、経験を有し、境界の明確化作業が必要な森林選定を行うために、唯一、松阪市全域の森林を網羅しており、緊急雇用創出事業における事業経験があり、技術指導、安全教育等の十分な管理能力を有していると総合的に判断されることから、随意契約を行うものであります。</p> <p>・現在の松阪市においては、旧松阪市、飯南町、飯高町地域が管内となる、松阪飯南森林組合と、旧嬉野町地域が管内となる中勢森林組合があります。二つの組織も近年の合併に向け調整されていると聞き及んでいます。</p>
<p>・事務所移転はいつ頃の予定か。</p>	<p>④嬉野地域振興局局舎移転ネットワーク設置事業</p> <p>・この事業は嬉野振興局舎の老朽化による事務所移転に伴い、ネットワークの移転設置が併せ必要となるものです。既存のネットワーク設備は合併後構築したもので、機器類については平成 26 年度までリース契約期間が残っております。既存の機器を利用する業者との契約がより安価であること、さらには個人情報を含む、戸籍、住基系統の移設を伴うものであり、最も安全で最小のリスクをもって実施することが必要なことから、既存ネットワークを熟知し、定める期間内により安全にネットワーク移設を実施できる業者との随意契約を行うものであります。</p> <p>・事務所は全ての移転を一斉にするのではなく、教育委員会関係、整備課関係、住民課関係と段階的に実施します。部分的には既に始</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。</li> </ul>	<p>まっており、最終は来年の 7 月頃の予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この業務と契約は毎年発生するものか。</li> <li>・ 競合する業者はあるのか。</li> <li>・ 逆にシステム運用上は毎年同じ業者で支障が出ることはないのか。</li> </ul>	<p>⑤松阪市道路台帳補正業務委託 ⑥公共下水道台帳用施設平面図作成業務委託 ⑦水道施設管理システム業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これら 3 件については、いずれも統合型GIS 地図情報システムをベースとして稼動している各業務システムのデータ追加、修正作業であり、保守業務を行い、著作権等も保有する、現在のGISシステム導入業者との契約を行うものです。また、システムの新規構築を視野に入れた競争入札の検討にあたっては、新規のシステム構築と比較し、明らかに現行システムを継続し、情報更新することが、安全かつ安価に進めることができるものであり、随意契約を行うものであります。</li> <li>・ 名年度毎の業務委託になり、説明しましたとおり、既存システムが稼動していることから、他社比較をする上では既存システムの継続使用が有利となり随意契約としています。</li> <li>・ 競合業者としては、地図情報システムを扱う業者となり、契約相手以外にも存在します。</li> <li>・ システム運用上はありません。同一システムを継続運用すること自体は、データ移行等の必要もないため、業務負担も少なく、データ変換の齟齬もない、より安全な稼動を見込む事ができます。</li> </ul>

委 員	事 務 局
<p>・金額の妥当性はどのように担保されているか。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は引き続き検討されたい。また、新しいシステム構築も視野に入れた、競争入札の可能性についても検討されたい。</p>	<p>・平成 23 年度には外部委託し、システム運用に係る将来コストの比較調査を行っております。その結果として、コスト的には新規構築より継続利用が有利、との結論が出ている事からそれらを踏まえつつ、業者との価格交渉も行いながら進めています。</p>
<b>●その他</b>	
<p>・以前委員会においても現地視察した、総合運動公園の事業進捗など説明できれば伺いたい。</p> <hr/> <p>・松阪市でも発注の際に利用されている経営事項審査制度の概要や松阪市の発注基準について説明できれば伺いたい。</p> <hr/> <p>・以前から検討されている総合評価方式での執行予定はあるか。</p>	<p>・事務局から事業進捗等について説明。</p> <hr/> <p>・事務局から経営事項審査の概要、発注基準について説明。</p> <hr/> <p>・受注した工事の成績は、より良い品質確保を心掛け工事に取り組んだ業者努力の結果であり、更なる業者意欲の向上を求め、それらを評価ポイントに含んだ総合評価方式による発注を試行したいと考えています。今年度中には工事発注で数件と考えておりますが、具体案件については検討しているところです。また、業者提案内容も評価要素として組み入れるなども検討しています。</p>
<b>●次回開催日程及び抽出委員の選出</b>	
<p>・次回開催日を平成 25 年 10 月 29 日（火）の 10：00 からとし、抽出委員は坂本聡子委員とする。</p>	